

ごみの有料化実施計画（案）

令和 8 年 8 月
に か ほ 市

目 次

はじめに

1	にかほ市のごみ処理の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）ごみ処理の現状	
	（2）ごみ処理経費	
	（3）にかほ市一般廃棄物処理基本計画の達成状況	
	（4）ごみ処理の課題	
2	ごみの有料化の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）ごみの有料化の動向	
	（2）ごみの有料化の目的と課題	
3	ごみの有料化の制度内容・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	（1）有料化の対象範囲	
	（2）有料化のしくみ	
	（3）指定ごみ袋の種類	
	（4）手数料の設定	
	（5）負担額の計算	
	（6）搬入手数料の改定	
	（7）手数料の収入見込み	
	（8）実施時期	
4	市民への周知・・・・・・・・・・・・・・・・	13
	（1）広報活動	
	資料：ごみの有料化の検討経過・・・・・・・・・・・・・・・・	13

はじめに

にかほ市（以下、「本市」という。）では、平成 24 年 3 月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定し、計画期間終了に伴い令和 4 年 2 月に全面改訂を行いました。本市の一般廃棄物排出量は、令和 2 年度から令和 6 年度にかけて減少状態が続いております。令和 6 年度時点の中間評価では、減量化目標、資源化目標において達成できない状況にあります。そのために新たな施策が必要となっています。加えて、燃えるごみで排出されるごみの中に、リサイクル可能なごみも含まれており、本市のリサイクル施設で選別、処理を行っている状況です。

循環型社会の形成には、発生抑制・再使用・再生利用のいわゆる 3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進が重要であり、これを推進させる効果的な手法の一つとして、ごみの有料化があります。

ごみの有料化は、平成 17 年度に国が「排出量に応じた負担の公平化や住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化を図るべきである」という方針を示したこともあり、これまで全国及び県内自治体の半数以上で実施されております。

また、近年の物価の高騰や人件費の上昇により、ごみ処理に係る費用が増加傾向にあるため、市におけるごみ排出体制の在り方について検討が必要であると言えます。

本市では、令和 8 年 1 月に「ごみ減量に有効な施策について」をごみ袋の改良も含め、にかほ市廃棄物減量等推進審議会に諮問いたしました。

令和 8 年 7 月に審議会から、ごみの減量化の取組みについては、市民・事業者・市の三者が、より一層連携を強めることにより、効果的に推進していくことが大切であり、また、ごみ袋の改良、ごみの有料化、施設持ち込み手数料の見直しについては、ごみに対する市民一人ひとりの意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な施策であること、市民・事業者等への周知については、本市のごみの現状や課題を踏まえ、ごみの減量に向けた施策方針について、市民へわかりやすく説明するとともに、理解が得られるように十分留意する必要がある旨の答申が示されました。

本市では、この答申を踏まえ、ごみの減量とリサイクルを推進するため、有料化の実施が必要と判断し、令和 8 年 8 月、「ごみの有料化実施計画（案）」を作成しました。

1 にかほ市のごみ処理の現状と課題

(1) ごみ処理の現状

ア 1人1日当たりごみ排出量の比較

環境省一般廃棄物処理実態調査より、全国、秋田県、にかほ市における1人1日当たりごみ排出量原単位の比較を表に示します。令和6年度における本市の1人1日当たりごみ排出量は、全国平均より162(g/人・日)、秋田県平均より54(g/人・日)多いことが分かります。

(単位：g/人・日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	901	890	880	851	839
秋田県	987	989	991	957	947
にかほ市	1,053	1,034	1,043	980	1,001

イ リサイクル率の比較

環境省一般廃棄物処理実態調査より、全国、秋田県、にかほ市におけるリサイクル率の比較を表に示します。本市のリサイクル率は、過去5年間では12～13%前後で横ばいとなっており、令和6年度においては全国平均と比較すると4.5ポイント、秋田県平均と比較すると0.2ポイント低くなっています。また、過去5年間におけるリサイクル率は増加傾向を示しているものの、全国平均や秋田平均には及ばない状況のため、資源化を推進する必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	18.0%	18.0%	17.7%	17.6%	17.5%
秋田県	14.5%	14.1%	13.7%	13.3%	13.2%
にかほ市	11.6%	12.3%	12.2%	13.1%	13.0%

ウ 最終処分率の比較

環境省一般廃棄物処理実態調査より、全国、秋田県、にかほ市における最終処分率の比較を表に示します。本市のリサイクル率は、過去5年間では18～19%前後で横ばいとなっており、令和6年度においては全国平均と比較すると10.9ポイント、秋田県平均と比較すると9.3ポイント高くなっています。本市の最終処分率は突出して高い値で推移しており、更なるごみの資源化や減量化を推進する必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全国	8.7%	8.4%	8.4%	8.1%	8.0%
秋田県	9.1%	9.2%	9.9%	9.8%	9.6%
にかほ市	19.5%	18.3%	17.9%	15.5%	18.9%

(2) ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表に示します。

令和6年度におけるごみ処理に係る費用は203,107千円となっており、中間処理に係る費用が174,096千円(85.7%)、最終処分に係る費用が29,011千円(14.3%)となっています。また、令和6年度の住民1人当たりの費用は9,172円、1世帯当たりの費用は21,889円となっています。ごみ排出量1t当たりの費用の過去5年間の推移も同様の傾向を示しており、令和6年度は令和2年度と比較して7,042円高くなっています。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理経費合計(千円)	166,315	179,730	199,539	212,272	203,107
中間処理	138,690	151,711	169,929	179,929	174,096
最終処分	27,625	28,019	29,610	32,343	29,011
人件費(千円)	0	0	0	0	0
中間処理	0	0	0	0	0
最終処分	0	0	0	0	0
処理費(千円)	77,455	89,059	106,888	107,839	101,782
中間処理	69,390	80,774	97,012	97,979	91,934
最終処分	8,065	8,285	9,876	9,860	9,848
委託費	88,860	90,671	92,651	104,433	101,325
中間処理	69,300	70,937	72,917	81,950	82,162
最終処分	19,560	19,734	19,734	22,483	19,163
総人口(人)	23,981	23,550	23,148	22,614	22,145
世帯数(世帯)	9,401	9,387	9,410	9,349	9,279
ごみ排出量(t)	9,213	8,885	8,814	8,112	8,094
住民1人当たりの費用(円/人)	6,935	7,632	8,620	9,387	9,172
1世帯当たりの費用(円/世帯)	17,691	19,147	21,205	22,705	21,889
ごみ排出量1t当たりの費用(円/t)	18,052	20,228	22,639	26,168	25,094

出典：環境省一般廃棄物処理実態調査、にかほ市人口動態（9月30日時点）

(3) 一般廃棄物処理基本計画の達成状況

本市では、R4年度から中間年度であるR10年度までに一人一日当たりごみ排出量を975g/人・日以下を達成することを目標とし、R18年度まで同水準を維持することをめざしております。

令和6年度時点の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における各種目標値の達成状況を表に示します。ごみ排出量は1,001g/人・日となっており、計画どおりに進捗していない状況にあり、資源化率も同様に、進捗していない状況にあります。

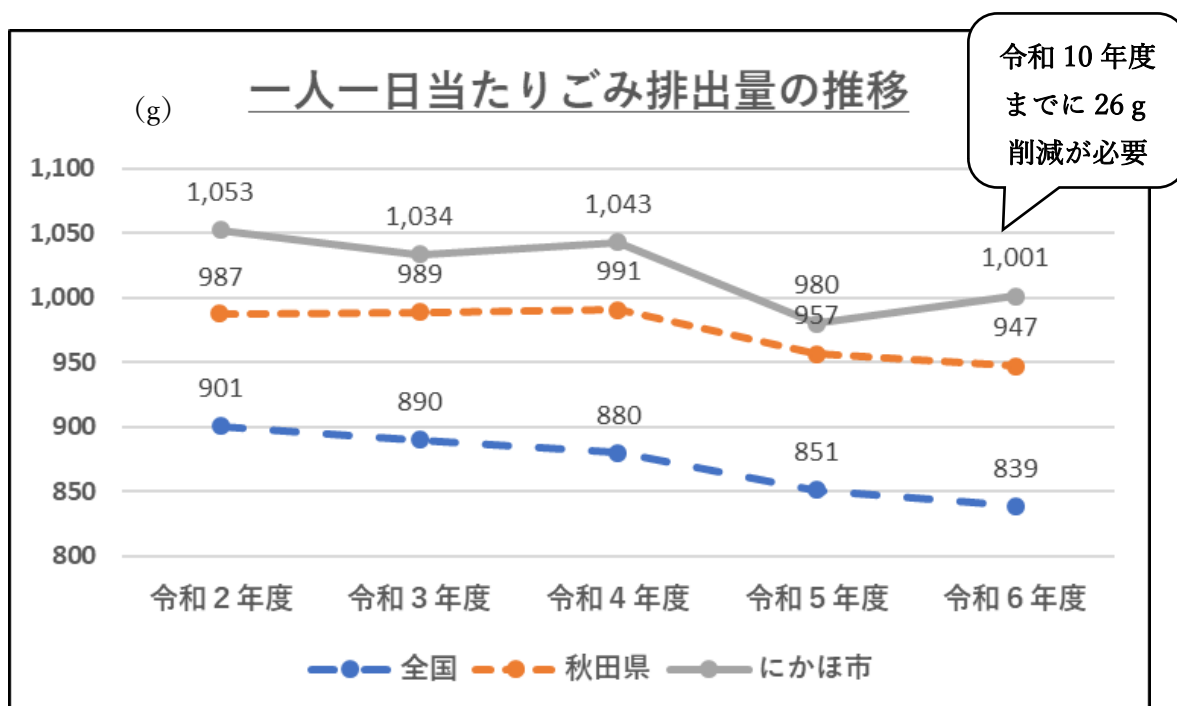
		目標値		実績値	令和6年度時点の中間評価
		中間年度(R10)	最終年度(R18)	令和6年度	中間年度における削減目標
減量化目標	一人一日に当たりごみ排出量	975 g/人・日以下	維持	1,001g/人・日	× 26g/人・日の減量が必要
	生活系ごみ	735 g/人・日以下	維持	733 g/人・日	
	事業系ごみ	240 g/人・日以下	維持	269 g/人・日	
資源化目標	再生利用率	14.3%以上	維持	13.0%	× 1.3%の増加が必要

(4) ごみ処理の課題

ア ごみ排出量の抑制

ごみ排出量の実績をみると、令和 2 年度と比較して生活系ごみ、事業系ごみ排出量は減少傾向がみられますが、令和 4 年 2 月に改定を行いました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めた目標値から、令和 6 年度時点の実測値では、一人一日当たりごみ排出量は、1,001g/人・日となっており、目標値より 26g/人・日多くなっており、令和 10 年度の中間年度、最終年度の目標値達成のためには、更なるごみ減量が課題となっています。

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目 標 値
人口（人）	23,981	23,550	23,148	22,614	22,145	令和10年度 （中間年度）
世帯数（件）	9,401	9,387	9,410	9,349	9,279	
年間日数（日）	365	365	365	365	366	
生活系ごみ（t/年）	6,767	6,563	6,521	6,040	5,923	
事業系ごみ（t/年）	2,446	2,322	2,293	2,072.00	2,171	
総ごみ量（t/年）	9,213	8,885	8,814	8,112	8,094	
排出原単位（g/人・日）	1,053	1,034	1,043	980	1,001	975
生活系ごみ（g/人・日）	773	764	772	730	733	735
事業系ごみ（g/人・日）	279	270	271	250	269	240



イ リサイクルの推進

リサイクル率の推移をみると、令和 2 年度と比較してリサイクル率は増加しています。令和 4 年 2 月に改定を行いました一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で定めた目標値から、令和 6 年度時点のリサイクル率は 1.3%増加する必要があり、令和 10 年度の中間年度、最終年度の目標値達成のためには、更なるごみの資源化が必要です。

(単位：t)						
	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	目 標 値
総資源化量	1,078	1,130	1,132	1,090	1,111	令和10年度 (中間年度)
資源物搬出量	1,078	1,130	1,132	1,090	1,111	
集団回収量	0	0	0	0	0	
リサイクル率	11.6%	12.3%	12.2%	13.1%	13.0%	14.3%

ウ ごみ処理経費の削減

過去 5 年間では、中間処理費と最終処分費が増加傾向となっており、それにより全体的な処理経費も大幅に増加しています。ごみ処理経費の削減を図るために、ごみの減量化及び収集体制の効率化を推進することが課題となっています。また、現状の処理手数料によるごみ処理では近年の物価や人件費の上昇による影響を受けているため、処理手数料の改定によってそれらを賄い、結果的に住民によるごみの排出抑制に繋がると考えます。

2 ごみ有料化の現状と課題

(1) ごみ有料化の動向

ア 全国のごみ有料化の導入状況

ごみ有料化とは、住民がごみ処理費用の一部を排出量に応じて手数料として負担します。指定ごみ袋価格に処理手数料を上乗せする方法が一般的です。

令和6年度における全国のごみ有料化の導入自治体数を表に示します。

全国1,741市区町村のうち、可燃ごみの有料化を導入している自治体は1,121自治体(64.4%)で、不燃ごみは865自治体(49.7%)、資源ごみは分別区分ごとに11~355自治体(0.6~20.4%)、粗大ごみは1,144自治体(65.7%)となっており、多くの自治体でごみ有料化が導入されていることが分かります。

ごみ有料化の導入自治体数（令和6年度）

		全国1,741市区町村	
		有料化実施市区町村	有料化率
混合ごみ		36	2.1%
可燃ごみ		1,121	64.4%
不燃ごみ		865	49.7%
資源ごみ	紙類※1	91	5.2%
	紙パック	75	4.3%
	紙製容器包装	89	5.1%
	雑紙	78	4.5%
	金属類	355	20.4%
	ガラス類	345	19.8%
	ペットボトル	333	19.1%
	白色トレイ	233	13.4%
	容器包装プラスチック※2	283	16.3%
	製品プラスチック	120	6.9%
	その他プラスチック類	126	7.2%
	布類	97	5.6%
	生ごみ	95	5.5%
	廃食用油	11	0.6%
	剪定枝	34	2.0%
	小型家電	105	6.0%
	その他	54	3.1%
その他収集ごみ		122	7.0%
粗大ごみ		1,144	65.7%

※1 紙パック、紙製容器包装を除く。

※2 白色トレイを除く。

※ 一部有料の自治体を含む。

イ 秋田県内のごみ有料化の導入状況

令和 6 年度における秋田県のごみ有料化の導入状況を表に示します。

秋田県 25 市町村のうち、混合ごみの有料化を導入している自治体は 1 自治体 (4.0%) で、可燃ごみは 15 自治体 (60.0%)、不燃ごみは 14 自治体 (56.0%)、資源ごみのうち、本市で指定ごみ袋での収集を行っている分別区分のうち、ガラス類は 7 自治体 (28.0%)、ペットボトルは 7 自治体 (28.0%) となっており、可燃ごみと不燃ごみは半数以上の自治体のごみ有料化を導入していることが分かります。秋田市については、混合ごみにて可燃ごみと不燃ごみに該当するごみを収集しています。

	混合 ごみ	可燃 ごみ	不燃 ごみ	資源ごみ																
				紙類 ※ 1	紙 パツク	紙 製 容 器 包 装	雑 紙	金 属 類	ガ ラ ス 類	ペ ット ボ ト ル	白 色 ト レ イ	ス チ ツ ク ※ 2	容 器 包 装 プ ラ ス チ ク	製 品 プ ラ ス チ ク	そ の 他 プ ラ ス チ ク 類	布 類	生 ご み	廃 食 用 油	剪 定 枝	小 型 家 電
合計(自治体数)	1	15	14	1	1	1	1	6	7	7	2	3	0	1	0	0	0	1	2	1
秋田市	○																			
能代市		○	○																	
横手市		○										○								
大館市																				
男鹿市		○	○					○	○	○										
湯沢市		○	○							○	○	○								
鹿角市																				
由利本荘市		○	○																○	
潟上市		○	○						○											
大仙市		○	○																	
北秋田市																				
にかほ市																				
仙北市																				
小坂町																				
上小阿仁村																				
藤里町		○	○					○	○	○										○
三種町		○	○					○	○	○										
八峰町		○	○																	
五城目町		○	○	○	○	○	○	○	○	○										
八郎潟町		○	○					○	○	○										
井川町																			○	
大湯村		○	○					○	○	○								○		
美郷町		○	○																	
羽後町		○	○								○	○		○						
東成瀬村																				

(2) ごみ有料化の目的と課題

ア 住民の意識改革

ごみの有料化を導入することで、排出量に応じて手数料を負担することとなり、ごみ排出への問題意識が生まれ、ごみ減量の関心が高まるなど、意識改革へつながります。

また、関心・意識が高まることで、自治体による周知啓発が伝わりやすい状況になり、継続的な排出抑制や再生利用の推進が期待できます。

イ 公平性の確保

本市では指定ごみ袋にごみ処理手数料を上乗せしていないため、住民の負担は指定ごみ袋の購入費用のみになっています。

市税のみを財源としてごみ処理を実施する場合は、排出量の多い方と努力してごみを減量している方との間で、1人当たりのごみ処理費用負担に公平性が保たれていない状況にあります。

ごみの有料化を導入することで、排出量に応じて手数料を負担することとなり、費用負担の公平性が確保されます。

ウ 不適正排出・不法投棄対策

ごみ処理の有料化を導入することの課題として、負担増を回避するための不適切排出や不法投棄が挙げられます。これらの対策として、ごみの中身が見えるよう半透明の袋を使用することで、他区分のごみの混入の確認や、ごみ袋に記名してもらい排出者を特定しやすくし、ごみの排出に関する意識向上を図ります。

また、不法投棄に関しては、市で不法投棄監視員を配置し、パトロールの実施、必要に応じ監視カメラを設置するなど監視体制を構築します。

3 ごみ有料化の制度内容

(1) 有料化の対象範囲

本市が収集するごみのうち、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「空きビン」、「ペットボトル」を有料化の対象とします。

ごみの種類	処理方法	有料化の対象	出し方
燃えるごみ	焼却	対象（有料）	燃えるごみ用（袋）
燃えないごみ	一部資源化・埋立	対象（有料）	燃えないごみ用（袋）
空きビン	資源化	対象（有料）	資源ごみ用（袋）
ペットボトル	資源化	対象（有料）	資源ごみ用（袋）
古紙	資源化	対象外（無料）	種類ごと（紙ひもで結ぶ）
空き缶			リサイクルボックス
水銀含有製品			購入時の箱・新聞・ポリ袋等

(2) 有料化のしくみ

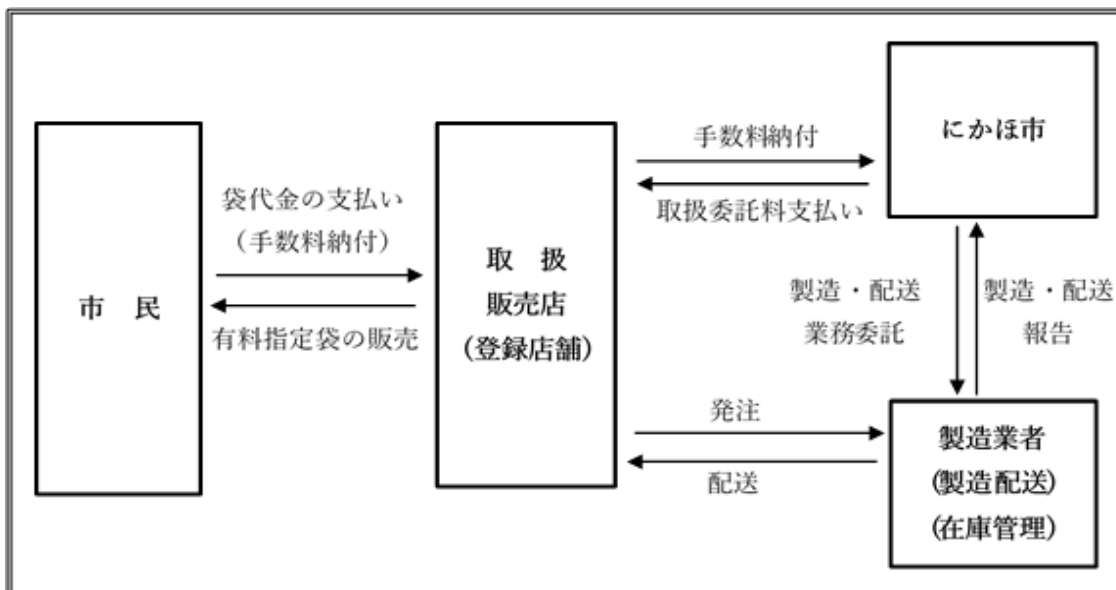
ア 手数料の料金体系

有料化のしくみは、制度がわかりやすく、多くの自治体でも導入されている「排出量単純比例型」とします。

イ ごみ処理手数料の納入方法

ごみ手数料の納入方法は、市が製造を委託した業者が、市に登録した販売店に配送を行い、販売店が市民に販売し、販売店から市に手数料を納入するしくみ。

ごみ処理手数料フロー図



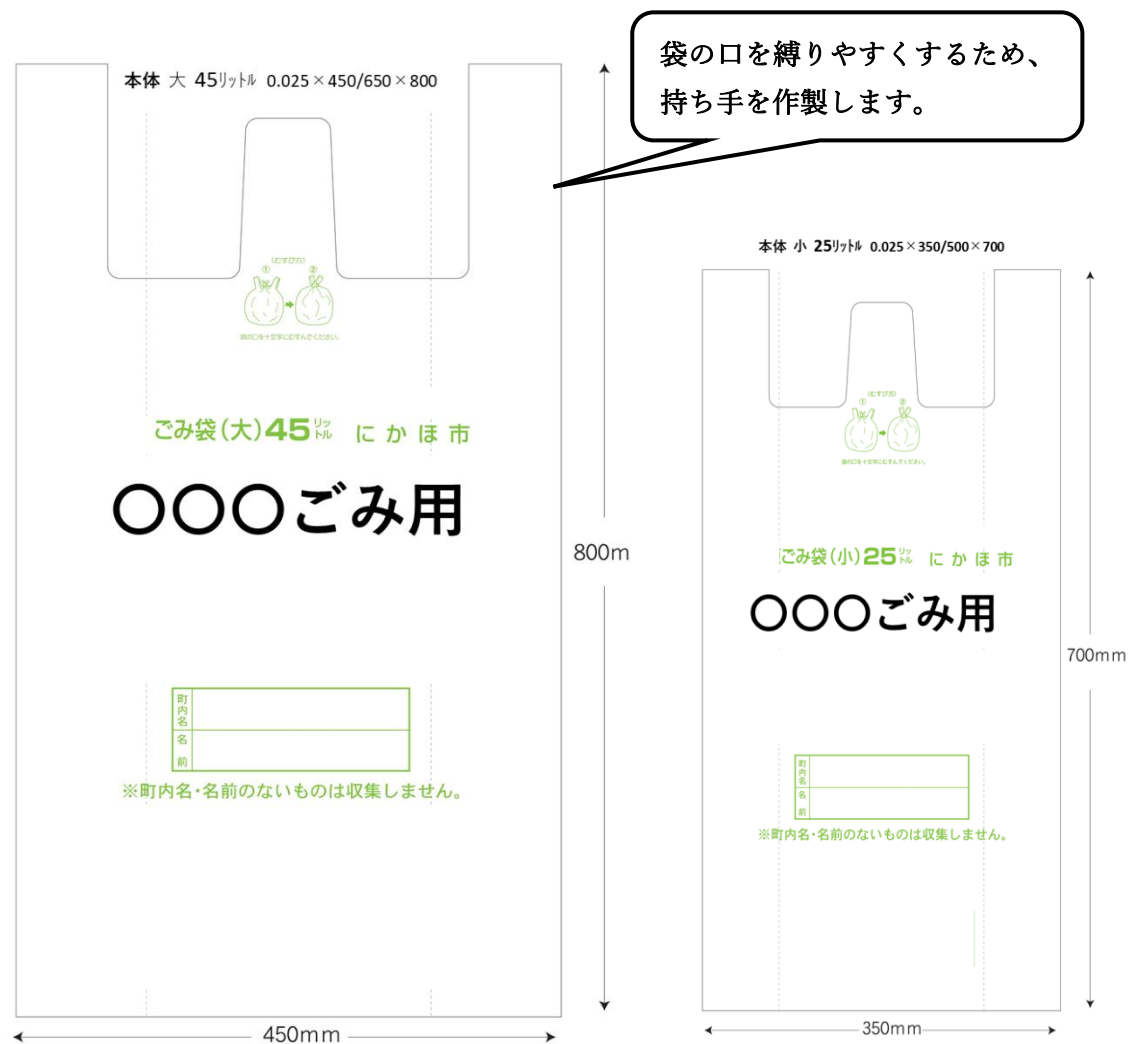
(3) 指定ごみ袋の種類

各家庭のごみの排出状況に応じた容量の指定ごみ袋を選択できるよう、また、減量化し、より小容量の袋を選択しようとする意識が働くよう、燃えるごみ袋は3種類の容量、燃えないごみ・資源ごみ袋の容量は2種類を作製します。

現行のごみ袋は、平袋型でしたが、改良後のごみ袋は、取っ手付きの形状に変更します。

	大 (45L)	小 (25L)	ミニ (15L)	備 考
燃えるごみ袋	○	○	○	U型(袋の口を縛りやすくする)
燃えないごみ袋	○	○	—	
資源ごみ袋	○	○	—	

《指定ごみ袋の製作イメージ》



※イメージ図のため、その他、排出時の注意事項の記載を検討いたします。

(4) 手数料の設定

手数料の設定にあたっては、ごみの排出抑制と分別徹底による減量効果、周辺自治体における手数料水準、市民の受容性等を総合的に勘案しました。

市では、近隣市町村と同じごみ袋の形状、厚さ、材質を計画しており、市外からのごみの流入を防ぐためには、隣接自治体と同程度の単価とすることが望ましいと考えます。

種類	大きさ (大)	販売価格 (10枚入り)	手数料 (1枚当たり)	手数料割合 (1L当たり)
可燃	45L	500円	50円	1.11円
不燃				
資源				

種類	大きさ (小)	販売価格 (10枚入り)	手数料 (1枚当たり)	手数料割合 (1L当たり)
可燃	25L	300円	30円	1.20円
不燃				
資源				

種類	大きさ	販売価格 (10枚入り)	手数料 (1枚当たり)	手数料割合 (1L当たり)
可燃	15L	200円	20円	1.33

※ 指定ごみ袋の販売価格は全ての指定ごみ袋取扱所で同じとします。

	大 (45L)		中 (25～30L)		ミニ (20L以下)	
	1枚価格	1L当たり	1枚価格	1L当たり	1枚価格	1L当たり
にかほ市 (案)	50円	1.11円	30円	1.20円	20円	1.33円
由利本荘市	50円	1.11円	30円	1.20円	20円	1.33円
秋田市	市場価格	1.0円	市場価格	1.0円	市場価格	1.0円
能代市	40円	0.9円	30円	1.0円	20円	1.3円
横手市	33円	0.7円	22円	0.7円	11円	0.7円
男鹿市	50円	0.7円	30円	0.8円	15円	0.8円

(5) 負担額の計算

現在のごみ袋購入費用を基準として、燃えるごみは、1週間2回(2袋)、1ヶ月当たり10回(10袋)、不燃ごみは、1ヶ月当たり1回(1袋)、資源ごみ1ヶ月当たり2回(2袋)のごみ出しを想定した負担額は、ごみ袋大(45L)で年間3,120円程度、ごみ袋(小)で年間1,560円程度の負担額増と試算しています。

容量	種類	負担割合 (1枚当たり)	1ヶ月の 負担増額	年間の 負担増額
45L	可燃	20.00円	200.0円	2,400円
	不燃	20.00円	20.0円	240円
	資源	20.00円	40.0円	480円
合計				3,120円

容量	種類	負担割合 (1枚当たり)	1ヶ月の 負担増額	年間の 負担増額
25L	可燃	10.00円	100.0円	1,200円
	不燃	10.00円	10.0円	120円
	資源	10.00円	20.0円	240円
合計				1,560円

※現在の販売額を、大(45L)が約300円、小(25L)が約200円で仮定。

(6) 搬入手数料の改定

施設持ち込み手数料見直しについては、環境プラザの基本料金についてですが、周辺自治体や他の自治体では10kg単位で徴収している場合が多いため、本市においても基本料金を10kg単位に変更いたします。また、金額を統一することで市民にとっても分かりやすい料金体系となると考えており、最終処分場につきましても、統一した手数料へ改定します。

施設名	ごみの種類	現行手数料		改定手数料		差額
		生活系	事業系	生活系	事業系	
にかほ市環境 プラザ	可燃	41円		110円		+69円
	不燃・粗大・資源	51円				+59円
	発泡	83円				+27円
金浦・仁賀保	最終処分場	100円				+10円

※ 基本料金100kg単位を10kg単位に変更

予想負担額(基本料金100kgを10kg単位に変更)

ごみの種類	手数料 (円/10kg)	増額率	100kg以下※	負担額	100kg以上※	負担額
可燃 現行(41円/10kg)	110円	168.3%	70kg/台 (410円)	→ 770円	430kg/台 (1,730円)	→ 4,730円
不燃・資源・粗大 現行(51円/10kg)	110円	115.7%	80kg/台 (510円)	→ 880円	130kg/台 (660円)	→ 1,430円
発泡スチロール 現行(83円/10kg)	110円	32.5%	60kg/台 (830円)	→ 660円	140kg/台 (1,150円)	→ 1,540円
最終処分場 (100円/10kg)	110円	10.0%	100kg/台 (100円)	→ 1,100円		

※ 令和6年度における1台当たりの平均搬入量(100kg以下・100kg以上)

※ 最終処分場(仁賀保・金浦一般廃棄物最終処分場手数料) 象潟一般廃棄物最終処分場は除く

(7) 手数料の収入見込み

有料化によるごみ処理手数料、施設搬入処理手数料の収入は、約 7,000 万円になります。

内、ごみ処理手数料につきましては、約 4,500 万円を見込んでおり、ごみ袋の製造費・運搬費・販売委託経費に要す費用を除く約 1,600 万円の手数料収入を見込んでおります。

また、施設の搬入処理手数料については、約 2,400 万円を見込んでおり、合わせて約 4,000 万円の手数料収入を見込んでおります。

ごみ有料化に伴う手数料の収入は、ごみ処理と資源化に要する費用やごみ減量に関する施策の財源として活用します。

(千円)

	手数料見込額	製造・販売委託 経費	差引見込額
ごみ処理手数料	45,030	29,083	15,947
搬入処理手数料	24,662	—	24,662
合 計	69,692	29,083	40,609

(8) 実施時期

有料化制度の導入を円滑に進めるためには、市民の皆さんのご理解とご協力が必要不可欠です。導入の目的やその仕組みについて説明し、理解が得られるよう努めます。

導入決定後（条例改正）から施行までは、十分な準備期間を確保し、スムーズに制度を開始できるよう、令和 9 年 10 月 1 日から実施する予定です。

導入までのスケジュール（案）

年度	月	内 容
令和 8 年度	9 月	「ごみの有料化実施計画案」パブリックコメントの実施
	10 月	「ごみの有料化実施計画報告」 ・令和 8 年度第 3 回にかほ市廃棄物減量等審議会
	12 月	ごみ有料化に関する条例改正案の審議
	1～3 月	・ごみの有料化に向けた準備 ・市民等への制度の周知啓発
令和 9 年度	4～7 月	
	8 月	
	9 月	
	10 月	・指定ごみ袋等の小売店での販売開始 ・ごみ処理有料化の導入、ごみ処理施設搬入手数料改定
	3 月	・旧指定ごみ袋使用期限（令和 10 年 3 月まで）

新旧ごみ袋の
併用使用可

4 市民への周知

(1) 広報活動

市民の皆様にごみの有料化の必要性や目的、具体的なごみ排出方法などを正しく理解していただくため、分かりやすく丁寧できめ細かな説明を行います。

そのため、出前講座や広報媒体を積極的に活用した周知に努めます。

ア 説明会等

ごみの有料化制度についての出前講座を町内会やグループなどに出向いて実施してまいります。

イ 広報媒体等

市広報紙、市ホームページ等による情報提供、公共施設等へのポスター掲示、ごみステーションへの掲示、回覧板の利用等、各種媒体を通じた周知を実施します。

ウ パンフレット等の配布

家庭ごみ処理有料化導入を知らせるパンフレットを作成し、全戸配布します。

資 料

○にかほ市廃棄物減量等推進審議会に諮問 (第1回：令和8年1月26日)

・「ごみ減量に有効な施策について」 (第2回：令和8年6月29日)

(第3回：令和8年7月28日)

○にかほ市廃棄物減量等推進審議会から答申 (令和8年7月)

・令和8年1月から7月までの間に3回の会議を開催し、ごみ減量に有効な施策について審議

・審議会から、ごみの減量化の取組みについては、市民・事業者・市の三者が、より一層連携を強めることにより、効果的に推進していくことが大切であり、また、ごみ袋の改良、ごみの有料化、施設持ち込み手数料の見直しについては、ごみに対する市民一人ひとりの意識が高まり、自主的にごみの減量に取り組む契機となるほか、資源化の促進も期待できることから、ごみ減量化の有効な施策であること、市民・事業者等への周知については、本市のごみの現状や課題を踏まえ、ごみの減量に向けた施策方針について、市民へわかりやすく説明するとともに、理解が得られるように十分留意する必要があるとの答申が示される